

青保第1726号  
平成27年2月18日

医療機関の長 殿

青森県健康福祉部保健衛生課長  
( 公 印 省 略 )

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費  
支給認定申請手続に係る留意事項について

本県の難病対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成27年1月1日から難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく新たな医療費助成制度が始まりましたが、新制度において支給認定の対象となる者は、

- ①指定難病にかかっていると認められる者で、国が定める重症度分類に該当する者
- ②指定難病にかかっていると認められる者で、重症度分類に該当しないが、申請月以前の12月以内に指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月が3月以上ある者（軽症者特例）

のいずれかに該当する者とされており、県における認定審査においては、①に該当しない場合は、②（軽症者特例）に該当するかどうかを判定する必要があります。

つきましては、対象者への医療受給者証交付手続を円滑に進めるため、医療機関の皆様にご留意いただきたいことを下記のとおりまとめましたので、院内で周知して下さるようお願いいたします。

記

1 難病指定医が臨床調査個人票（新規）を作成する際の留意事項について

(1) 重症度について

臨床調査個人票に記載される「重症度」は、県における認定審査において重要な判断基準となります。

重症度分類に該当しない場合は、県において軽症者特例に該当するかどうかを判定し、軽症者特例に非該当である場合は「不認定」となる可能性があることに御留意くださるようお願いいたします。

(2) その他の項目の記載について

下記の項目につきましては記載漏れがないようにお願いします。

- ①治療【必須】（治療を行っていない場合は、「なし」又は「不明」を選択する必要があります。）
- ②鑑別診断（記入がない場合は「鑑別できない」と判断します。）

（裏面に続く）

## 2 特定医療費支給認定申請時（新規）の提出書類に係る留意事項について

新規申請者の提出書類は、次のとおりです。

軽症者特例に該当する可能性のある方については、できる限り「⑦医療費申告書」を提出するよう患者へ周知して下さるようお願いいたします。

### 新規申請時の提出書類

#### <全員共通提出書類>

- ①特定医療費支給認定（変更認定）申請書
- ②臨床調査個人票（新規）（難病指定医が記載したもの）
- ③世帯全員の住民票（続柄の記載があり、発行から3か月以内のもの）
- ④世帯員の医療保険証の写し
- ⑤世帯の所得確認書類
- ⑥同意書（保険者への適用区分照会のためのもの）

（上記①、②、⑥の様式は、県のホームページからダウンロードできます。④及び⑤については、患者の加入医療保険等により提出書類が異なりますので、詳しくは県のホームページで御確認願います。）

#### <該当者のみの提出書類>

- ⑦（軽症者特例に該当する方）医療費申告書

軽症者特例の詳細については、別紙「軽症者特例のお知らせ」のとおりです。  
なお、患者から、重症度分類に該当しているかどうかについて確認依頼がありましたら、対応方よろしく願いいたします。

- ⑧（同一医療保険に、特定医療費や小児慢性特定疾病医療費の受診者がいる場合）  
特定医療費受診者の場合は特定医療受給者証の写し  
小児慢性特定疾病受診者の場合は小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ⑨（生活保護受給者である場合）生活保護受給証明書
- ⑩（福祉事務所から境界層該当証明書の交付を受けた場合）境界層該当証明書
- ⑪（申請疾病により介護サービスを受けている場合）介護保険被保険者証の写し

## 3 その他

医療機関に対するお知らせにつきましては、青森県庁ホームページに随時掲載していく予定ですので、御確認くださるようお願いいたします。

HPアドレス <http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/intractable-disease-2015.html>  
又は 青森県庁ホームページにおいて「難病の新しい医療費」で検索

担当 保健衛生課 健康危機対策グループ  
電話 017-734-9215

## 軽症者特例のお知らせ

指定難病医療費助成制度では、指定難病にかかっていると認められる方で、国が定める重症度分類に該当する方が助成対象となりますが、**指定難病にかかっていると認められる方で、重症度分類に該当しない場合であっても、申請月以前の12月以内に指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月が3月以上ある場合も軽症者特例により助成対象となります**ので、軽症者特例に該当すると思われる方は、申請時に「医療費申告書」を提出してくださるようお願いいたします。

(重症度分類に該当するかどうかについては医療機関に御確認ください。)

### 1 対象者

申請月以前の12月以内において、指定難病にかかる総医療費(※)が33,330円を超える月が3月以上ある方

※指定難病に係る総医療費には薬局、訪問看護事業所利用分も含まれますが、入院時食事療養標準負担額や生活療養標準負担額は含みません。

### 2 必要書類

医療費申告書(別紙)(医療機関に記載していただく必要があります)。

### 3 注意事項

申請時に「医療費申告書」を提出すると、県において指定難病に係る総医療費が軽症者特例基準を満たしていることが確認できるため、重症度が重症度分類に該当しない場合であっても保健所での申請受理日から軽症者特例により認定を受けられます。

医療費申告書を提出せずに申請を行い、重症度分類に該当しない場合は、県において総医療費が軽症者特例基準を満たしているかどうかについて確認できないため、不認定となります。不認定となった後で医療費申告書を用意して再申請することは可能ですが、再申請後からの認定となるため、初回の申請から再申請までの医療費については公費負担の対象とはなりません。